

## 第7回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

### ○事務局

それでは定刻になりましたので、第7回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。私は学校支援課副課長の岩井と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の会議ですが、出席者が委員の半数を超えていますので、開催の定足数を満たしております。また、報道関係者1名が会議を傍聴されています。

それでは、以降の議事進行は、柳生会長にお願ひいたします。

### ○柳生会長

改めまして、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、協議に入る前に、会議の公開について諮りたいと思います。本日の会議のうち、次第の2「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項」については、いじめの重大事態と疑われる個別の事案について審議を行う場合、プライバシーに関する事項を取り扱うことがあります。したがって、これを非公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願ひいたします。

— 全員挙手 —

### ○柳生会長

過半数の賛成が得られましたので、次第の2については非公開といたします。

## 1 いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項

### ○柳生会長

それでは、次第の1「いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項」について確認をしていきたいと思ひます。

まず、次第にあります「いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制のあり方について」ですが、これについては、前回の調査会で議論をし、その後、答申案について、メールで委員の皆様から御意見を伺いました。

本日は、教育委員会からの諮問に対する調査会としての答申について、内容を確認した上で、採決をしたいと考えております。

それでは、答申の案について、これまで我々の議論をまとめたものを配付してあります。初めに、概要について、事務局から御説明をお願ひいたします。

— 事務局から説明 —

### ○柳生会長

ありがとうございました。それでは、答申書の案と参考資料の令和元年度の「SNSいじめ相談@かながわ」実施結果も含めまして、何か御意見や感想などがございましたら、お願ひしたいと思います。

### ○小池委員

答申の内容自体はこれでよいと思います。あとは、運用する上で注意していただきたい点ということになると思いますが、SNSでいじめに対する相談に応じてくださる方のスキル、その方自体のスキルが高い方がやっていただくことも大事なことでありますが、そうは言っても、あらゆる問題に適切に対処できるかということ、それもおそらく難しいだろうということを考えると、相談員の方が相談に乗るに際して、適切な所につなぐという点を御留意いただいて、たらい回しと取られてはいけません。そうではなく、これはSNS相談だけで済ませてはまずいなと思ったら、教育委員会の然るべき部署や、場合によっては児相とか、私たち弁護士会が対象になるのかもしれないが、適切な所につなぐということに留意して進めていただければと思います。

### ○柳生会長

ありがとうございます。ほかにございましたら。

### ○佐藤委員

資料を見たところ、県立総合教育センターにおける相談の中には、電子メールによるものもあるということなので、これからそのSNS、LINEとかで相談する体制を整えていく上で、今までなされていた電子メールによる相談がどのようなもので、どんな効果があったとか、実際相談員の方がどんな方が担っていて、どんなふうに相談に乗ってきたのか、どう効果があったのかということも参考にしながら、より一層充実した制度を作っていけたらよいのではないかと思います。

### ○柳生会長

ほかにございましたらお願いします。

火曜日の相談件数が多いというのは、対応には問題なかったのでしょうか。

### ○事務局

資料でいうと、参考資料の2ページになります。日時別相談対応件数の所で、初日が8月26日、二日目が8月27日で、この8月27日の火曜日が一番多かったのですが、これにつきましては、学校のスタート日の関係もあって、それで火曜日になったのかなという気がします。これを抜かして考えると、例えば9月2日であるとか、9月9日であるとか、月曜日が多く、その後徐々に少なくなっていくという傾向があるのかなと思います。これは、前にも申し上げたことがあるかもしれませんが、明日から学校がある日曜日がなぜか少ないというのが、傾向としてはつきり、2か年間出てきている状況なので、生徒の捉え方が、そのときの状況というのがどういう捉えなのかというのは興味があるところであります。

### ○柳生会長

なるほど。何か状況に問題があったのかなと思ったのですが、そうでもなさそうですね。

ほかになければ、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、提案された案のとおり、教育委員会へ答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

－ 全員挙手 －

○柳生会長

過半数の賛成が認められましたので、本件は可決とし、教育委員会へ答申することといたします。

○事務局

答申をいただきましてありがとうございます。このテーマにつきましては、「セーフティーネットとして、多様な選択肢が用意されることが望ましい」との答申をいただきましたので、委員の御指摘も踏まえながら、SNS相談とそれ以外の相談体制とを併せて、様々な生徒の悩みに応えていくことができるようにしていきたいと考えております。また、先般、令和2年度の当初予算を発表させていただきましたが、SNSを活用した相談につきましては、令和2年度は期間を通年ベースでやっていきたいと考えております。今後も、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に向けて、様々な施策を進めて参ります。本当にありがとうございました。

○柳生会長

それでは次に、次第の2「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項」に移りたいと思います。大変恐縮ですが、以降の会議はプライバシーに関する情報を取り扱うことがありますので、非公開といたしたいと思います。

○事務局

それでは、以降の会議は非公開となりますので、恐れ入りますが、傍聴人の方は御退室いただきますようお願いいたします。

－ 傍聴人退室 －

## 2 いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項

－ 非公開 －

○柳生会長

何か御質問等がありましたら。特に御意見がないようならば、本日の議事は以上で終わらせていただきます。最後に事務局からお願いいたします。

○事務局

柳生会長ありがとうございました。以上で第7回いじめ防止対策調査会の日程は終了となります。本日はどうもありがとうございました。